



福島市告示第444号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

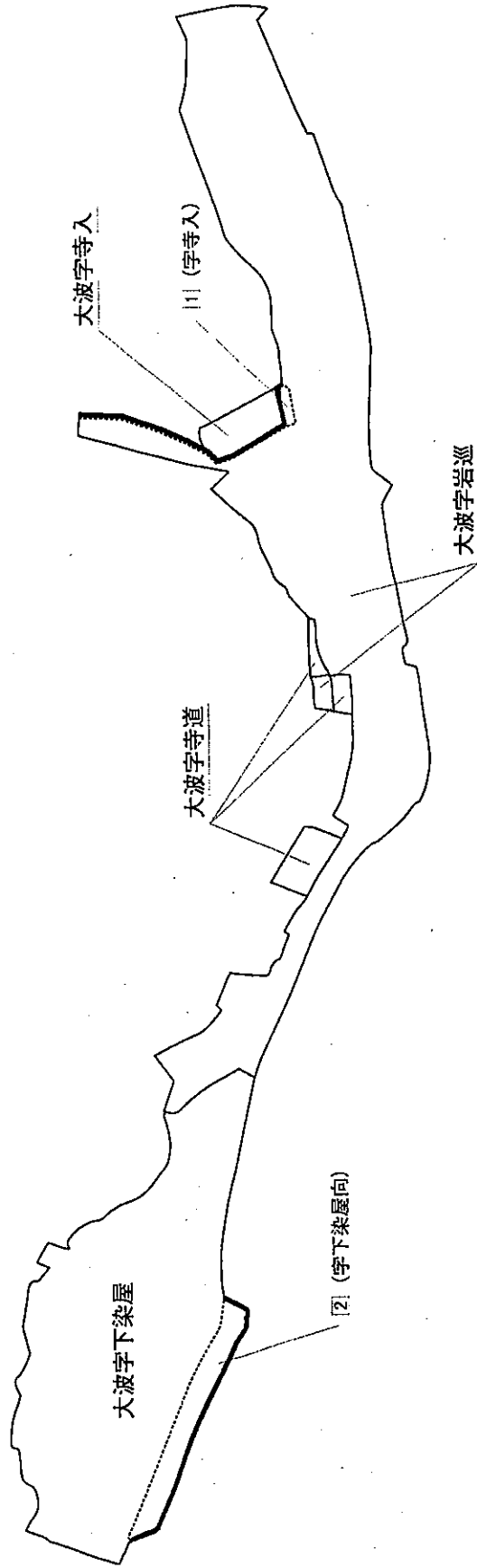
令和元年12月26日

福島市長 木幡 浩

- 1 区 域 大波地区の一部  
(別紙のとおり)

<p>編入する字名</p>	<p>大波字岩巡</p>
<p>同上</p>	<p>大波字寺入</p>
<p>同上に編入される区域</p>	<p>一の口の一部、及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに一のハに隣接する道路である公有地の全部</p> <p>二の口の七、三九、四〇の二、五一の二、五二から五五まで、五七の三及びこれらの地区に隣接する道路、水路等である公有地の全部</p>

# 参考図 (大波地区)



凡 例	
—	新 字 界
.....	旧 字 界
( )	旧 字 名